

令和7年鎌ヶ谷市農業委員会第2回定例総会会議録

鎌ヶ谷市農業委員会会長時田将は、令和7年鎌ヶ谷市農業委員会第2回定例総会を鎌ヶ谷市役所本庁舎地下団体研修室において開催するにあたり、各委員を招集する。

1 日 時 令和7年2月6日(木) 午後4時00分

2 農業委員

出席委員 11名

- | | | |
|--------------|--------------|-------------|
| 1. 古川 和昭 委員 | 2. 高橋 雅浩 委員 | 3. 川村 誠司 委員 |
| 4. 石井 晃 委員 | 5. 板橋 睦男 委員 | 6. 熊谷 弘和 委員 |
| 7. 石井 正美 委員 | 8. 奥山 喜和子委員 | 9. 時田 将 委員 |
| 10. 山田 芳裕 委員 | 11. 皆川 利一 委員 | |

農地利用最適化推進委員

出席委員 5名

- | | | |
|----------|----------|----------|
| 大野 辰夫 委員 | 尾形 真宏 委員 | 飯田 展久 委員 |
| 鈴木 久夫 委員 | 渋谷 庄司 委員 | |

3 事務局出席者

出席職員 2名

- | |
|-------------|
| 事務局長 市村 昌子 |
| 事務局次長 浅海 一洋 |

4 会議日程

- ・議事録署名委員の指名について
- ・議事

- | | |
|------------------------------------|----|
| 議案第1号 農用地利用集積計画について | 1件 |
| 議案第2号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について | 1件 |
| 議案第3号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について | 2件 |
| 報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出について | 7件 |
| 報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出について | 8件 |
| 報告第3号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願について | 2件 |

5 開会 午後4時00分

時田 議長 ただいまの出席委員は農業委員が11名で、推進委員は5名です。定足数に達しておりますので、令和7年鎌ヶ谷市農業委員会第2回定例総会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

時田 議長 議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員に、

10番、山田芳裕委員、

11番、皆川利一委員を指名いたします。

時田 議長 お諮りいたします。
議案第1号より逐次審議することにご異議ありませんか。
(「異議なし」との声多数あり)

時田 議長 ご異議なしと認め、議案第1号より逐次審議いたします。
今回の現地調査班は3班です。
古川和昭班長より総括報告をお願いいたします。

古川 班長 議長
時田 議長 1番、古川和昭班長
古川 班長 3班の現地調査の報告をいたします。
1月30日午後2時に事務局に集合し、申請内容等の説明を受けた後、
班員3名、時田会長、山田会長職務代理者、事務局職員2名と共に現地調査を実施しました。
提出された案件は、農用地利用集積計画について1件、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について1件、相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について2件の合計4件です。
3班といたしましては、いずれも許可相当と判断しましたが、皆様のご審議のほど、よろしくをお願いいたします。
なお、詳細につきましては班員より報告いたします。
以上で3班の総括報告を終わります。

時田 議長 ありがとうございます。

時田 議長 それでは、議案第1号農用地利用集積計画について、を議題といたします。

時田 議長 事務局に議案の説明をお願いします。

浅海 次長 議長
時田 議長 浅海次長
浅海 次長 議案書の3ページをご覧ください。
議案第1号農用地利用集積計画について、をご説明いたします。
本件は、農用地利用集積計画の内容が本市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に適合するものであることから、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、鎌ヶ谷市長より、農用地利用集積計画の決定を求められたものです。
計画は、畑2筆、合計面積1,830平方メートルの農地の新規の賃借権で、新たに10年間の利用権を設定するものです。
また、権利の設定を受ける者は、農業従事日数、所有農業機械等の要件を満たしているとともに、所有する農地には遊休農地等はありません。
以上です。

時田 議長 現地調査の報告を求めます。

尾形 委員 議長

時田 議長 尾形真宏推進委員

尾形 委員 議案第1号農用地利用集積計画について、を報告いたします。
 現地は、畑2筆、合計面積1,830平方メートルの普通畑です。
 本件は、事務局説明のとおり、新規の農用地利用集積計画で、新たに賃借権の設定を10年間行おうとするものです。
 調査の結果、問題はないものと判断いたしますが、皆様のご審議のほど
 よろしく願いいたします。
 以上で報告を終わります。

時田 議長 ありがとうございます。
 それでは質疑に入ります。
 (「なし」との声多数あり)

時田 議長 なければ、質疑を終了いたします。

時田 議長 それでは、採決をいたします。
 議案第1号について、現地調査班の報告のとおり決定とすることに、ご
 異議のない方の挙手をお願いいたします。
 (全員挙手)

時田 議長 全員賛成により、議案第1号は可決されました。

時田 議長 続きまして、議案第2号生産緑地に係る農業の主たる従事者についての
 証明願について、を議題といたします。

時田 議長 事務局に議案の説明をお願いします。

浅海 次長 議長

時田 議長 浅海次長

浅海 次長 議案書の4ページをご覧ください。
 議案第2号生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願につい
 て、をご説明いたします。
 申請地は、畑2筆、合計面積8,283平方メートルです。
 本申請は、生産緑地の買い取り申出を行うために提出されたものです。
 買い取り申出事由は、主たる農業従事者の死亡によるものです。
 買い取り申出事由の生じた者が、農業に従事していたことは、農地台帳
 及び事情聴取により確認しています。
 以上です。

時田 議長 現地調査の報告を求めます。

大野 委員 議長

時田 議長 大野辰夫推進委員

大野 委員 議案第2号生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願につい
 て、を報告いたします。

申請地は、畑2筆、合計面積8,283平方メートルの梨畑でした。

本申請は、農業従事者の死亡を事由とする生産緑地の買取り申出をするために申請されたもので、事務局説明のとおり、買取り申出事由の生じた者は農業従事者であったことは明らかであり、生産緑地法第10条の規定に基づく主たる従事者であったことを証明することは、適当であると思われます。

皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上で報告を終わります。

時田 議長

ありがとうございます。

それでは質疑に入ります。

(「なし」との声多数あり)

時田 議長

なければ、質疑を終了いたします。

時田 議長

それでは、採決をいたします。

議案第2号について、現地調査班の報告のとおり決定とすることに、ご異議のない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

時田 議長

全員賛成により、議案第2号は可決されました。

時田 議長

続きまして、議案第3号相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について、を議題といたしますが、内容により審議番号1及び審議番号2を一括審議としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「なし」との声多数あり)

時田 議長

事務局に議案の説明をお願いします。

浅海 次長

議長

時田 議長

浅海次長

浅海 次長

議案書の5ページをご覧ください。

議案第3号相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について、審議番号1及び審議番号2を一括してご説明いたします。

本案につきましては、松戸税務署長より、20年間の営農継続により納税猶予が確定する農地等の利用状況についての確認依頼があったものです。

農業委員会は現地を調査し、税務署へ回答することとなっています。

なお、税務署への回答期限は、令和7年6月30日です。

以上です。

時田 議長

現地調査の報告を求めます。

板橋 委員

議長

時田 議長

5番、板橋睦男委員

板橋 委員

議案第3号相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について、審議番号1及び審議番号2を一括して報告いたします。

審議番号1の現地は、くぬぎ山地区の対象者宅の南側に位置し、普通畑として適切に耕作されていました。

審議番号2の現地は、北初富地区の対象者宅の北側及び西部小学校の南側に位置し、梨畑として適切に耕作されていました。

いずれも自ら所有し、自ら農地として使用しておりましたので問題はないものと判断しましたが、皆様のご審議の程よろしくお願いいたします。

以上で報告を終わります。

時田 議長

ありがとうございます。

それでは質疑に入ります。

(「なし」との声多数あり)

時田 議長

なければ、質疑を終了いたします。

時田 議長

それでは、採決をいたします。

審議番号1及び審議番号2について、現地調査班の報告のとおり決定とすることに、ご異議のない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

時田 議長

全員賛成により、審議番号1及び審議番号2は可決されました。

時田 議長

以上で、本日の審議案件は終了いたしました。

続きまして、報告第1号から報告第3号までを事務局から報告願います。

浅海 次長

議長

時田 議長

浅海次長

浅海 次長

議案書の6ページから9ページをご覧ください。

報告第1号農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出について7件、報告第2号農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出について8件の合計15件につきましては、内容及び添付書類等の不備はありませんでしたので、事務局長専決により、受理通知書を交付いたしました。

続きまして、議案書の10ページをご覧ください。

報告第3号引き続き農業経営を行っている旨の証明について2件につきましては、事務局において現地調査を行ったところ、いずれも農地として耕作されていたので、事務局長専決により、証明書を発行いたしました。

以上です。

時田 議長

ただいま、報告のあったとおりでございますので、ご了承願います。

時田 議長

以上で、令和7年鎌ヶ谷市農業委員会第2回定例総会を閉会いたします。
皆様ご苦勞様でした。

閉会 午後4時20分

以上、会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため次に署名する。

令和 7年 3月 6日

鎌ヶ谷市農業委員会議長 時田 將

鎌ヶ谷市農業委員会委員 山田 芳裕

鎌ヶ谷市農業委員会委員 皆川 利一